

閱覽用

令和3年10月20日

第11回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第11回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年10月20日(水) 午後2時02分から午後2時52分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員(18名)

1番 野地 太郎	2番 佐藤 勝則	3番 大内 和長
4番 菅野 一紀	5番 川口 美奈子	6番 武藤 一夫
7番 安齋 栄	8番 安齋 喜八	9番 佐久間 栄吉
10番 武藤 栄利	11番 菅野 秀和	12番 根本 信康
13番 佐藤 孝志	<del>14番 佐藤 美由紀</del>	15番 遠藤 伝栄
16番 馬場 利正	17番 松本 太	18番 齋藤 弘美
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員(15名)

20番 菊地 清吉	21番 佐藤 孝	22番 武藤 善朗
23番 安齋 浩一	<del>24番 佐藤 一男</del>	25番 佐藤 薫
26番 石川 重彦	27番 菅野 正寿	28番 佐藤 洋三
29番 平 義一	<del>30番 大石 忠雄</del>	31番 遊佐 一夫
<del>32番 渡邊 久</del>	<del>33番 伊藤 金志</del>	34番 渡邊 一正
35番 遠藤 康子	36番 大内 信一	37番 安齋 秀明
38番 武藤 健之		

#### 4 欠席委員

農業委員

14番 佐藤美由紀委員

農地利用最適化推進委員

24番 佐藤一男委員、 30番 大石忠雄委員、32番 渡邊久委員、

33番 伊藤金志委員

#### 5 遅参委員

なし

#### 6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第58号 現況確認証明申請について

第4 議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第60号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第61号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画  
変更申請について

第7 議案第62号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第8 議案第63号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計  
画の承認について

第9 議案第64号 令和3年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見

## 書の提出について

### 7 農業委員会事務局職員

事務局長 高根功幸 農地係長 野地 通 農地係 長谷川拓也

### 8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和3年第11回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告 午後2時02分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中18名、推進委員19名中15名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、14番佐藤美由紀委員、24番佐藤一男委員、30番大石忠雄委員、32番渡邊久委員、33番伊藤金志委員から欠席の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 それでは、8番安齋喜八委員、9番佐久間栄吉委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長(奥平貢市) 会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長(奥平貢市) 会長 次に、日程第3、議案第58号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

議案第58号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和3年10月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在・XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・原野、面積計3,952平方メートル、非農地の事由・東日本大震災以降、耕作せずそのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号2、農地の所在・XXXXXXXXXXほか1筆、登記地目・畑、現況地目・原野・山林、面積計2,764平方メートル、非農地の事由・平成7年に

相続したが、耕作せずそのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号3、農地の所在・[REDACTED]、登記地目・畑、現況地目・山林、面積計2,471平方メートル、非農地の事由・35年ほど前から耕作せずそのまま放置していたため荒廃化したものであります。

議案書4ページをご覧ください。

番号4、農地の所在・[REDACTED]、登記地目・田、現況地目・原野、面積計2,003平方メートル、非農地の事由・平成16年に相続したが、耕作せずそのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号5、農地の所在・[REDACTED]ほか2筆、登記地目・田、現況地目・原野、面積計2,826平方メートル、非農地の事由・東日本大震災以降、耕作を放棄しそのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号6、農地の所在・[REDACTED]、登記地目・畑、現況地目・原野、面積計1,635平方メートル、非農地の事由・平成22年に相続したが耕作せずそのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号7、農地の所在・[REDACTED]、登記地目・田、現況地目・原野、面積計712平方メートル、非農地の事由・東日本大震災以降、耕作を放棄しそのまま放置していたため荒廃化したものであります。

なお、所有者氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

29番（平 義一）委員 29番、平です。議案第58号1番について調査結果を報告したいと思います。

10月4日、農業委員の佐藤さん、川口さん、そして事務局より高根局長、野地係長そして私の5名で現地を確認して参りました。内容につきましては、先ほど事務局の説明とおりでございまして、10年経過して、進入路もどこにあるのか分からないような状況でありました。5人で検討した結果、原野やむ無しという判断に至りましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

37番（安齋秀明）委員 現況確認証明申請について、58号第2番について説明します。

佐藤孝志農業委員と佐藤孝推進委員と野地通事務局と私4人で現地を確認してきました。現地は20年以上も耕作されておらず、山林化しており、荒廃化していることから、非農地判定やむなしと判断いたしましたのでご報告いたします。

21番（佐藤 孝）委員 21番、佐藤です。議案58号の3番について報告をいたします。

9月28日4時30分より、野地係長、佐藤孝志農業委員、安齋推進委員とともに現地を調査した結果、木々が生えそろう、もう畑にはならないなというふうに判断いたしました。非農地判定やむなしというふうに考えますので、よ

ろしく申し上げます。以上です。

26番（石川重彦）委員　石川です。よろしく申し上げます。議案第58号番号4と5と6と7、一括して説明したいと思います。この4と5と6と7は隣り合っておりまして、一つの集団というか団地化しておりますので一括して説明します。

9月27日午前10時より、武藤栄利農業委員、武藤一夫農業委員、事務局・野地係長、私4人で現地を調査してまいりました。現地はかなり荒廃化しております、木々が生えておりまして、原野やむなしというふうに思われますので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　それでは採決いたします。

議案第58号、番号1から番号7について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第58号、番号1から番号7については原案のとおり判定することに決定いたしました。



議長（奥平貢市）会長　次に、日程第4、議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案書6ページをご覧ください。

議案第59号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和3年10月20日提出　二本松市農業委員会会長　奥平貢市。

番号1から番号2につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

次に番号3につきましては、借受人の経営規模拡大のため、貸付人は相手方の要望を受けて、申請地に賃借権を設定するものであります。番号3の賃借に係る面積については、営農型発電設備を設置する箇所を除いて設定するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長　事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

2番（佐藤勝則）委員　2番、佐藤です。議案第59号の1番について調査内容を報告いたします。

16日午前中に、推進委員の平さんと私と譲受人の[ ]さん、3人で現地確

認ならびに話を聞き、現地を調査いたしました。なお、譲渡人の■■■■さんにつきましては、15日の夜、電話にて申請内容に間違いがないという報告を受けております。只今、事務局説明とおりでありまして、何ら問題なく許可相当と思われるので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

36番（大内信一）委員 59号番号2について調査内容を報告します。

10月13日10時20分、■■■■さんに電話したところ、お腹の調子が悪いとのことで、電話にて聞き取り確認いたしました。あと■■■■さんについては13日の19時に電話したところ留守電だったため、20時30分に再度電話しまして聞き取りしました。どちらさんも間違いがないということでした。現地確認につきましては、次の日、14日、佐藤孝志委員と私とで8時45分、現地を調査しました。内容は事務局説明のとおりであります。調査の結果は特に問題ないため許可相当と考えます。

続きまして、番号3について調査内容を報告します。10月13日、佐藤孝志委員と私とで5時40分、■■■■さん宅に伺いまして、聞き取りおよび現地調査を行いました。借主の■■■■さんには、夜6時30分、電話にて聞き取り、間違いがないということで確認いたしました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果は、特に問題がないため許可相当と考えます。よろしく申し上げます。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し

ます。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第59号、番号1から番号3について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第59号、番号1から番号3については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、議案第60号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページをご覧ください。

議案第60号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和3年10月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、事後申請となります。昭和39年から利用していた住宅敷地が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水は汲み取りにより処理します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にあ

りますので第3種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17番（松本 太）委員 17番、松本です。議案60号番号1について、調査内容を報告いたします。

10月14日午後2時より、現地にて申請人の■■■■さんと行政書士の■■■■  
■■■■さんから、菊地清吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。他の申請人5名の方には、電話にて確認し申請内容に間違いのないとのことでした。内容は事務局の説明どおりで、現在も住宅に居住しており、今後、農地法を遵守するという顛末書も出ておりましたので、やむを得ず許可すると判断しました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第60号、番号1について、原案のとおり許可することに賛成の委員は

挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第60号、番号1については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第61号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書8ページをご覧ください。

議案第61号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求める。

令和3年10月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

議案第62号6と同一事業となります。

番号1につきましても、搬入する残土量の増加に伴い、転用区域を変更し一時転用期間を延長するものです。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

3番（大内和長）委員 議案第61号番号1について、調査の内容を報告いたします。

10月16日午後1時から貸付人の■■■■さんと借受人・有限会社■■■■  
■■■■さんから、行政書士の■■■■さんに現地に出席をいただきまして、私と武藤推進委員とで現地で聞き取り調査をいたしました。変更申請内容については事務局の報告のとおりでございます。残土置場の仮置きについては、耕作している農地はないということで法面崩壊等の危険防止の観点から、残土置場の最終図面と工法について確認をいたしました。残土が大雨で崩落して大きな被害が出ているという事例もありますので、その点については十分注意するよう、お願いをしてきたところでございます。現地、現在のところ、問題はないと判断いたしましたので、皆様のご審議をよろしく願います。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第61号、番号1について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第61号、番号1については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、議案第62号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書9ページをご覧ください。

議案第62号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和3年10月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、譲受人は集合住宅に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号2、一時転用になります。民間工事の受注に伴い、仮設事務所および駐車場が必要となったため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号3、譲受人は集合住宅に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になった

ため申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

議案書10ページをご覧ください。

番号4、一時転用になります。再生可能エネルギーの地産地消に貢献するため、申請地に営農型発電を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号5、借受人は集合住宅に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号6、議案第61号1と同一事業となります。一時転用になります。公共工事等で発生する残土の処分地が必要となったため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。



議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

18番（齋藤弘美）委員 議案第62号番号1について調査内容を報告いたします。

10月13日に譲受人・[REDACTED]さんから内容を聞き取り、17日に安齋浩一委員とともに、譲渡人の[REDACTED]さん立ち合いのもと現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、住宅地に隣接しており、排水等も特に問題がないため許可相当と考えますので、ご審議よろしくお願いたします。以上です。

7番（安齋 栄）委員 7番、安齋です。議案第62号番号2について調査内容を報告いたします。

去る16日午前中に、借受人の株式会社[REDACTED]の現場責任者・[REDACTED]氏に遊佐一夫推進委員とともに現地にて聞き取りおよび説明を受けました。内容は事務局説明とおりです。なお、貸付人の[REDACTED]さんは、当日都合が悪く、電話での確認で申請に間違いがないということでした。一時転用でもあり、許可相当と判断いたしました。なお、この工事は近くのガソリンスタンドの工事のようです。皆様方のご審議よろしくお願いたします。以上です。

13番（佐藤孝志）委員 13番、佐藤です。議案62号番号3ならびに4についての調査結果の報告をいたします。

まず3番ですが、10月13日午後1時15分に推進委員の大内信一さんと、

譲渡人の[ ]さん宅に伺い、書類を確認していただき相違ないと。現地を確認しましたが何ら問題がありませんでした。譲受人の[ ]さんにつきましては、同日13日の午後7時30分に電話にて確認しました。これも間違いのないということでございました。

続きまして62号の番号4ですが、貸付人の[ ]さん宅に10月13日の午後5時40分に、大内信一推進委員とともに伺いをし、議案書については間違いないと。また暗くなりましたので、現地の確認は次の日の14日午前9時15分に、大内信一推進委員とともに現地に行きまして確認しました。何ら問題がないということでございます。それから借受人の[ ]さんにつきましては、14日の午後2時40分に電話にて確認して、これもまた相違ないということでございました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。なお、今月の議案の59番の3と同じ地番でございます。以上です。

1番（野地太郎）委員　1番の野地です。議案第62号の5番について調査結果を報告いたします。

10月17日に、朝なんですけど現地に[ ]さんに一緒に来ていただきまして、安齋推進委員と一緒に確認いたしました。譲渡人の[ ]さんはご夫婦なんですけど、奥様の土地だということで、何ら問題ないのかなど。内容については、事務局の説明どおりでありまして何ら問題ないのかなと思います。来春の4月頃に完成の予定だということでありました。排水汚水については合併槽でU字溝に排水するということでありますので、何ら問題ないのかなとい

うふうに考えましたので、ご審議よろしくお願いいたします。以上です。

3番（大内和長）委員 議案第62号番号6について、調査内容を報告いたします。

この議案につきましては、議案第61号の番号1と同一事業になりますので、貸付人および借受人とも同じであります。また、申請内容については事務局報告のとおりとなっております。先ほども申し上げましたが、10月16日に私と武藤推進委員とで、現地にて担当者より聞き取り調査をいたしました。特に問題はないと判断いたしましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第62号、番号1から番号6について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第62号、番号1から番号6については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第8、議案第63号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書11ページをご覧ください。

議案第63号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和3年10月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、10月29日を予定しております。

農地流動化の状況について、議案書15ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区17筆12,062平方メートルの計画内容でございます。

なお、利用権の新規設定は議案書12ページの番号2番の1件となります。

また、番号2番については、農地中間管理機構である福島県農業振興公社が利用権設定を受け、同時に借受者に利用権設定を行うものです。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1から2につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

16番（馬場利正）委員 かなり手のこんだ形で中間管理機構を使っているわけで、利用権設定なんですけど、実際は株式会社が■■■■さんから借りるといふ話に対しては、何ら問題もないと思うんですが、この方は、実際は農業経験はどうなんだろうな、あるいは農業機材は、どの程度持っているのか、どういふふうな形で事業を行うのか。そのへん事務局の方で、どの程度まで把握しているのか確認したいと思います。

事務局 ただいま馬場委員の方から、お質しがございました。

まず、こちらの案件につきましては議案書記載のとおり、個人でお持ちの農地を、法人を今回設置しまして、法人の方に中間管理機構を経由して貸し出しをする。それで、農業を法人の方で経営するというような中身になります。それで■■■■さんにつきましては、農業経営の実績があるのかというお質しもございましたが、実際、今現在も市内で農地を借りて営農されています。また、福島市の方でも同様に中間管理機構を使いまして、農地を借りられていて、福島市、二本松市、両方で農業法人経営をやられるということで伺っております。以上です。

議長（奥平貢市）会長 馬場委員、よろしいですか。

16番（馬場利正）委員 株式会社で、福島でやっていることは、分かって

いるんですよ。今回、議案書で経営面積が、ゼロゼロで出ている。本来、福島でやっている面積もきちんと記載されるべきだと思います。

事務局 議案書の経営面積がゼロであるということで、お質しがありませんでしたが、こちらに関しては、基本的には市内の経営面積、二本松市内で届けられている経営面積を記載してございますので、確かに馬場委員がおっしゃるとおり、他市町村での経営内容について参考にされる場合も当然あるかもしれませんが、通常、今までも、市外の方は記載しておりませんでした。許可を判断するのにどうしても必要だということであれば、事務局で別途把握するような形にいたしまして、議案書への記載については検討してまいりたいというふうに思います。以上でございます。

議長（奥平貢市）会長 馬場委員よろしいですか。

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第63号、番号1、番号2について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第63号、番号1、番号2については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第9、議案第64号「令和3年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の提出について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書16ページをご覧ください。

議案第64号令和3年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の提出について。

農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年10月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

議案書17ページをご覧ください。

こちらの意見書案につきましては、9月の農業委員会の協議会でお諮りをいたしまして、皆様から意見書に対する意見をお願いをいたしまして、そちらに基づきまして、10月4日の幹事会において文言調整を行い、こちらの議案として提出するものでございます。

17ページを読み上げます。

令和3年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書。

農業委員会等に関する法律に基づき、農地等の利用の最適化の推進をより効率的かつ効果的に実施するため、次のとおり意見を提出します。

二本松市長 三保恵一 様。二本松市農業委員会 会長 奥平貢市。

農業従事者の高齢化、後継者不足は深刻であり、また、農地を貸したくても借り手となる担い手が不足しているのが現状です。

現在の担い手の多くが60代以上となっており、今後の地域と農業をどう守っていくかが大きな課題となっています。「今使われている農地を使えるうち

に使える人に引き継いでいく」ための方策を講じることが重要となっており、担い手、新規就農者、若者、帰農者、高齢者など多様な人材が活躍することができ、活き活きと夢を持って農業を続けられるような農業振興策が求められます。

また、気候変動等により全国的に災害が多発する現在、持続可能な農業を支えるソフト・ハード両面での制度づくりも益々重要となっています。

農業委員会では農業者の代表機関として、農地利用の最適化の推進のための活動に取り組んで参りますが、貴職におかれましても本意見書の内容をご参酌いただき、農業施策に反映くださるよう要望いたします。

議案書18ページをご覧ください。

こちらでは、具体的内容を記載いたしまして、大項目（1）担い手への農地集積について。こちらにつきまして、3項目挙げております。

次に大項目（2）担い手農家支援について。こちらについて、3項目意見を挙げております。

次に大項目（3）遊休農地対策及び農業施設整備等補助について。こちらについては、4項目の提案をいたしております。

次に大項目（4）農業後継者・新規就農者・帰農者支援について。こちらについては、2項目提案しております。

次に大項目（5）農業振興全般について。こちらについては、3項目挙げております。



議案書20ページをご覧ください。

最後、大項目（6）農業委員会の機能強化につきまして、2項目挙げてございます。以上、こちらの内容で意見書を提出するものでございます。

なお、議決後、11月1日に農業委員会会長、職務代理者、幹事長で二本松市長に提出する予定となっております。以上、議案説明といたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第64号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第64号については、原案のとおり決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和3年第11回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告 午後2時52分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和3年10月20日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署名委員 安齋 喜八

署名委員 佐久間 栄吉

